

北栄町自治会長会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、北栄町自治会長会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、北栄町総務課内に置く。

（会員）

第3条 本会は、北栄町内の自治会長をもって会員とする。

（目的）

第4条 本会は、町民がまちづくりの主役であるという自治の基本理念を踏まえ、自治会と町との役割分担を明確にしながら連携・協力し、協働によるまちづくりを推進することで、よりよい住民自治の確立を目指すことを目的とする。

（事業内容）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- （1）自治会長会の開催（1月・4月・7月・11月）
- （2）会員相互の研修・親睦を図る事業
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）評議員 6名

（役員を選出）

第7条 本会の役員は、自治会長会で選出する。

（役員の任務）

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 評議員は、会長の諮問に応じ必要事項について助言する。

（役員の任期）

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第10条 本会に評議員会を置く。

（評議員会）

第11条 評議員会は、会長、副会長、評議員で構成し、次の事項を協議する。

- （1）自治会長会規約の制定及び、改廃に関する事項

(2) 事業に関する事項

(3) 町その他団体委員等の選任に関する事項

(4) その他重要な事項

2 評議員会は、会長が必要と認める場合に招集する。

3 評議員会は、2分の1以上の出席によって協議する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

附 則

この規約は、平成23年4月26日から施行する。